

2008.07.29

建築基準法等改正一年経過後の実情について

(社) 日本建築構造技術者協会

昨年6月の改正建築基準法等施行から一年余が経過した。JSCAでは、昨年12月にそれまで数回にわたって要望した事項の進捗状況をまとめて公表したほか、その後もいくつかの提言を行っている。一年経過後の現状を踏まえ、従来の提言と合わせて問題点と要望点を取りまとめた。

1. 技術基準改正

今回の改正の趣旨は、従来の技術基準のあいまいな部分を悪用もしくは誤用する設計者が存在したことを受け、構造計算方法について明確な運用ができる技術基準とすることであった。しかし限られた時間での改正作業であったことから、実際の運用を通じて不都合な点が多く露見してきている。当会では具体的な改善点について2008年2月21日付けで要望している。あらためてその速やかな実施を要望する。

2. 審査制度改正

整合性のとれた申請図書を作成することに関しては設計者側でもある程度の対応はできるようになってきたと思われる。ただし、法令の趣旨を理解せず、審査に際して行きすぎた質疑や検討要求を行い、設計者に不要な労力を強いることや規制を与える問題が生じている。

具体的な例としては、告示第593号における混合構造の扱い（特にRC造+木造）やルート1の建築物における偏心率算定要求、保有水平耐力時（ $C_0 > 0.3$ ）の層せん断力に対する転倒しないことの確認の要求などがある。またQ&Aなどで明らかにされたものでも審査窓口で徹底されていないものがある。これらについての運用上の改善を図ることを要望する。

3. 構造計算適合性判定制度

構造計算適合性判定制度のそもそもの趣旨は、設計者の判断の妥当性を同等の能力・知見を持つ他の設計者が工学的見地により判断するということである。改正直後は硬直化した運用により審査期間が延びるなどの混乱を招いたが、事前相談の活用などにより多少の円滑化が見られたと思われるが、問題はまだ多い。

判定員の法令に基づかない個人的な判断ないしは興味に基づく不適切な指摘が見られ、設計者に不要な負担を強いていることが一部で見られる。たとえば、2m以下の片持ちバルコニーや、少し長めのスパンの梁に対する鉛直震度による検討要求などである。こ

これらの指摘が文章によって行われると、文章によって回答せざるを得ないが、ヒアリングの機会があれば、法令に基づかない指摘であることは、容易に説明できる。判定業務の効率的な運用のため、設計者のヒアリングの積極的な実施をおこなうなど、運用の改善を要望する。なお、以上を含む運用に関する意見は、2008年3月10日付で要望書として、提出済みである。

判定対象案件の範囲の見直し（現状は範囲が過大）や構造設計一級建築士の新設に伴う適判制度の廃止も視野に入れた見直しも検討すべきと考える。

4. 軽微な変更の扱い

当協会が従来から主張しているように、きちんと設計されたものでも、建築主の要望等により、施工の段階でさまざまな微調整が行われることは不可避であり、微調整が行いにくい厳格な制度ではかえって建築物の品質を低下させる原因となる。その観点では、本年5月27日の施行規則改正により、構造に関しても軽微な変更の扱いが制度化されたことは評価できる。

しかし、規則本文や技術的助言、ICBAのHP掲載の運用解説からは具体的な変更内容がイメージしにくいいため、この制度が十分に活用されているとは言い難い。当然、運用にもばらつきが見られる。制度の趣旨を生かすような運用を促進するための運用解説への具体的な事例追加を要望する。これら事例追加は、2008年6月20日をもって解散した指針WG構造SWG（ICBA事務局）にて一部審議済みであり、建築指導課の判断待ちの状態である。

また、大臣認定案件における軽微な変更の扱い（既存建物を含む）は残された大きな問題であり、ICBAのHPの運用解説掲載部分にも「検討中」である旨が掲載されているが、その検討は進んでいるとは考えにくい状態である。

5. 大臣認定構造計算プログラム

これについても2008年2月21日付け要望書を提出しているが、認定プログラムの位置づけが不明確であり、プログラム不具合発見時の対応などについても社会に説明できる状況になっていない。この際、制度の在り方について根本的に考え直すべきであると思う。

6. 増築対応

全体計画認定制度の活用により、大規模増築の可能性は開かれたが、その前提となる既存不適格判定の具体的手法について、特定行政庁（実質的には建築主事等）によりばらつきが見られる。たとえば既存不適格が前提であるのでその具体例を求めるとか、20年の延長はやむをえない場合に限定するなどの指導が実際に行われていて、せつかくの新制度が十分に生かされてないのが実情である。制度活用の趣旨に鑑み、柔軟な運

用が不可欠である。

制度運用に役立つはずの質問事項は、2008年6月20日をもって解散した指針WG構造SWG（ICBA事務局）にてまとめた。これに対し、建築指導課にて回答を作成し、国交省のHPにて公開する予定であったが、いまだに公開されていない。早期のQ&A公開を希望する。

また、全体計画認定を行うのは特定行政庁であるが、具体的な運用のための認定基準や手続き規定を制定していない特定行政庁が多く、制度の運用に支障をきたしている。認定行為そのものは自治事務であろうが、制度の運用を促進すべく、特定行政庁を指導することも必要と考える。

以上